

生駒市公民連携推進マッチング支援等業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

生駒市公民連携推進マッチング支援等業務委託

2. 委託業務の概要

(1) 目的

本市では、令和2年3月に「協創対話窓口」を開設し、公民連携による地域課題の解決に取り組んでいるが、行政課題と民間事業者等の提案マッチングが必ずしも円滑に進まず、対話が実証や事業化に十分結びついていない状況がある。

本業務は、行政課題を民間事業者にとって魅力あるビジネス機会として再構成し、民間事業者等との協働による実証プロジェクトを創出・推進することにより、地域課題の解決と新たな価値創出を図ることを目的とする。

また、これらの取組を通じて、本市職員の公民連携に対する理解及び実践力の向上を図るとともに多様な主体に係る基盤のあり方を検討し、持続的に連携が生まれる仕組みの構築を目指す。

(2) 委託業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 実施場所

生駒市内（ただし、発注者が必要と認めた場合はその限りでない。）

3. 業務内容

(1) 課題の整理

受注者は、本市が庁内部署から募集・収集した課題（最大10件）についてヒアリングを実施し、課題と現状、目指す姿、提案してほしい内容、実証可能性等を整理すること。課題の収集は本市が行うが、庁内における課題設定のばらつきを踏まえ、受注者は必要に応じて課題の粒度や視点の整理について助言を行うこと。

課題の整理に当たっては、民間事業者等にとっての参画メリット（市場性、実証フィールド、将来展開性等）が明確となるよう構造化すること。なお、1課題につき最低1回は対面形式でヒアリングを実施すること。

(2) 課題の選定

受注者は、整理した課題について、本市がテーマ型提案の案件として概ね4～5件程度絞り込むための支援を行うこと。

選定に当たっては、以下の観点を踏まえること。

- ・民間事業者等にとって魅力あるビジネスチャンスとなるか
- ・民間事業者等の視点や手法を取り入れることが適しているか

- ・市内の業務改善にとどまらず、地域の課題解決に資するものか
- ・本市の所管する各種計画との整合性があり、将来的な事業化や展開可能性があるか

(3) 民間事業者等の募集

- ア 受注者は、(2)で選定した課題について、多くの提案を促す手法を用いて、課題解決を協働して行う民間事業者等の募集を行うこと。
- イ 受注者は、自らが有する企業や自治体、地域金融機関、中間支援組織等とのネットワークや広域連携の枠組みを最大限に活用し、多くの提案を促す手法を用いること。またその過程で、担当職員を含めた有益なネットワークを構築すること。
- ウ 募集に際しては、市職員が作成する課題説明用資料を、単なる行政ニーズとしてではなく、民間事業者等の事業機会として捉えられるような表現にブラッシュアップすること。
- エ 応募状況について、適宜発注者や各部署への報告を行うこと。
- オ 本件募集に関しては、本市がいこまSDGsアクションネットワークにも周知する予定であるため、本市が配信する原稿の作成支援を行うこと。
- カ 受注者は、SNSを活用したマーケティングの実施など、できるだけ多くの民間事業者等の応募につながる施策を提案し実施すること。

(4) 課題説明会の実施

- ア 受注者は、(3)の一環として民間事業者等と本市職員の対話を促すための対話・マッチングの場となる効果的な説明会等を2回以上開催すること。
- イ 受注者は、課題説明会において本市職員が行う課題の説明に係るプレゼンテーション資料の作成支援を行うこと。
- ウ 受注者は、説明会の進行及び対話におけるファシリテーションなどを行うこと。
- エ 実施にあたっては、情報提供にとどまらず、対話を通じて新たなアイデアや提案が生まれる場を設計すること。
- オ 受注者は発注者と協議のうえ、受注者の負担で説明会の会場や必要となる機材の準備を行うものとする。なお、本市公共施設を会場とする場合は施設使用料等の費用は不要とする。

(5) 民間事業者等の選定

受注者は、各課題の応募事業者の中から最低2つのテーマで実証プロジェクトを行う最終候補者をそれぞれ1～3事業者選定し、本市担当部署との面談を設定すること。最終的な事業者の決定は本市が行うものとし、受注者はその支援を行うこと。

(6) 民間事業者等との実証プロジェクトの支援

- ア 受注者は民間事業者等と本市担当部署の間に立ち、実証プロジェクトが円滑に進行するよう伴走支援を行うこと。支援内容には、課題整理、検証設計、進捗管理、ファシリテーション等を含むものとする。

- イ 実証期間は4カ月程度とし、期間内に成果が得られるよう支援すること。なお、実証プロジェクトの実施にあたり、実証実験等に要する費用に対して合計60万円（税抜）を上限として支援することとし、これらの費用は委託料を充てること。1件あたりの支援内容は、プロジェクトの実施内容または支給金額の妥当性等について本市と協議してから決定するとともに、実施後は費用の使用用途や内訳を本市に報告すること。なお、支援の対象期間は令和9年2月末までとする。
- ウ 受注者は、実証実験によってもたらされたインパクトを測定した後、提案事業者と担当部署とともに振り返りを行い、報告書の作成を行うこと。

(7) 本市職員向け研修の開催

- ア 受注者は、本市職員の公民連携の実践への意識を高め、公民連携で解決したい行政課題・地域課題を積極的に提案できるようにすることを目的に、対面での本市職員向け研修を受注者が提案する内容及び手法により下記の期間毎に最低1回開催すること。
- 開催時期：令和8年7月～8月頃（1回目）

令和9年1月～2月頃（2回目）

（具体的な日時は発注者と受注者双方協議のうえ決定する）

- イ 参加者が感じている課題や思い、アイデアなどを引き出すことを目的とした構成で実施するとともに、今後の「生駒市協創対話窓口」における「テーマ型提案」のテーマにつながるような課題が数多く生み出せるように適切なファシリテーションを行うこと。
- ウ 本市での公民連携の取組や他自治体の先進的な取組で行政課題・地域課題の解決につながった事例の紹介を交えた講話を行うなど、参加者が公民連携への意識を高められるような内容とすること。

(8) 公民連携推進への助言

本市では公民連携に関連して、庁内の機運醸成や多様な財源創出、地域課題の深掘り、実証実験の本格実装等の検討をしていくため、受注者は、以下を含む本市における公民連携施策の助言を行うこと。

- ・積極的に公民連携に取組む庁内での文化醸成のプロセス
- ・資金調達が多様化の検討
- ・適切な指標設定と効果測定

- (9) 受注者は発注者と月3回程度のミーティングを行い、全体のプロジェクト管理を行うこと。

4. 成果品の提出

委託事業全体を通じた成果や課題とそれらを踏まえた次年度以降につながる提案をまとめた業務報告書（収支報告も含む）の電子データを成果品として発注者へ速やかに提出し、業務完了を報告する。なお、契約期間内に発注者が業務の進捗状況を把握するために

資料等の要求や経過報告を求めた場合は速やかに応じること。

業務報告書：電子データ1式

(word等、修正・印刷が可能なデータ形式で納品すること)

5. その他

- ア 受注者は、本委託業務を通して、本委託業務の取組内容について発注者と協議のうえ本市職員に向けて随時情報発信する等、本市の庁内各課に公民連携の意識を醸成されるような施策を提案すること。
- イ 受注者は、他自治体の動向を踏まえた有益な公民連携事業の情報を収集し、随時発注者に情報提供すること。
- ウ 受注者は契約締結後速やかに発注者と協議の上、年間事業計画書（様式は問わない）を提出すること。なお、事業計画書を変更する場合は、発注者の事前相談により承認を得なければならない。
- エ 受注者は、資料や報告書の作成に際して画像や映像、出版物の利用をする場合は、著作権処理の必要のない素材、又は必要な手続きを行った素材を利用すること。
- オ 事業の実施に当たっては、事前に発注者と十分協議すること。
- カ 企画提案内容を遵守して事業を実施すること。
- キ 関係企業、団体との調整を行う場合は、受注者の責任において行うこと。
- ク 本仕様書に明示なき事項、又は委託業務の遂行上疑義が生じた場合は、受注者は発注者と十分協議の上、委託業務を実施するものとする。
- ケ 受注者は、事業の実施に当たっては、関連する諸法令及び条例等を遵守すること。